

科学研究費助成事業（科学研究費補助金）研究成果報告書

平成24年5月30日現在

機関番号：14601

研究種目：基盤研究（C）

研究期間：2008～2011

課題番号：20500545

研究課題名（和文）スタジアムにおける空間管理とファンのネットワーク形成に関する研究

研究課題名（英文）Governance of Stadium Spaces and a Network Formed by Fans

研究代表者

高橋 豪仁（TAKAHASHI HIDESATO）

奈良教育大学・教育学部・教授

研究者番号：40206834

研究成果の概要（和文）：プロ野球のスタジアムの空間が、如何にして統制・管理されているのかを検討した。1980年代に一般化した集会的応援行動は、自発的結社である私設応援団が一般の観客を統制する形で行われ、一般客の逸脱行為を防ぐという側面があった。日本野球機構は警察庁と連携して、2003年に「プロ野球暴力団等排除対策協議会」を立ち上げ、2006年からは私設応援団を許可制とした。球団や球場が黙認していた私設応援団に対して日本野球機構が正式に市民権を与えたというこの一連の動きは、私設応援団が囲い込まれる過程として捉えることができる。2008年にある私設応援団が起こした訴訟「応援妨害予防等請求事件」は、スポーツの市場メカニズムへの抵抗が、スポーツ観戦に基づく人々のネットワークによって形成されたことを示している。

研究成果の概要（英文）：The purpose of this study is to investigate how the regulation and control were exercised in the stadium during pro-baseball matches. The collective cheering behavior that was widespread in the 1980s unfolded in the form that a private cheering club which is a voluntary group exercises control over ordinary spectators. Private cheering clubs and the collective cheering they present were not intentionally created by the baseball team, but were born of one's own accord, but at the same time served for checking ordinary spectators from committing unruly acts. The Japan Baseball Organization (NPB: Nippon Professional Baseball) set up the Pro-baseball Mobster Exclusion Measures Conference jointly with the National Police Agency in 2003 and introduced the permit system for private cheering clubs in 2006. This series of acts by NPB that officially recognized citizenship to the private cheering clubs that were either connived or ignored by baseball teams and stadiums may be understood as a process of private cheering clubs being enclosed. The legal proceedings against NPB instituted by some private cheering clubs indicated that resistance to the sport market mechanism was formed by the network of people who were gathered together around spectator sport.

交付決定額

（金額単位：円）

	直接経費	間接経費	合計
2008年度	800,000	240,000	1,040,000
2009年度	600,000	180,000	780,000
2010年度	600,000	180,000	780,000
2011年度	600,000	180,000	780,000
年度			
総計	2,600,000	780,000	3,380,000

研究分野：総合領域

科研費の分科・細目：健康・スポーツ科学 ・ スポーツ科学
キーワード：スポーツ、ファン、スタジアム、空間管理

1. 研究開始当初の背景

スペクテーター・スポーツは、社会の都市化とともに発展してきた。今日のメガ・スポーツイベントは、大衆としての観客なしには成立し得ない。そうした不特定多数の人々が集う公共の場としてのスタジアムには、安全管理が求められている。特に 2001 年のアメリカ同時多発テロ以来、不特定多数の出入りする公共施設の安全管理がより一層重要視されているおり、スタジアム管理の機序を明らかにすることは、プロ・スポーツイベントの安全管理対策に有用な提案をすることにつながる。

スタジアムにおける空間管理を問題にすると、不特定多数の観客全てが必ずしも受動的な大衆ではないということに留意しなくてはならない。スポーツファンの中には、集団形成上極めてユニークなネットワークを形成している人たちが存在するのである。例えば、熱心なファンは私設応援団や後援会といった自発的なアソシエーションを作り、ファン同士の交流を楽しむばかりではなく、時には応援のあり方を巡って球団と交渉するといった能動的な活動もしている。集合的な応援行動をリードする人たちは、スタジアム空間の生成と管理において重要な役割を果たしているのである。

今日の管理社会にあって、公共の空間であるスタジアムが如何に管理されているかを、特に観客によるボランティアな応援組織との関連から説明することが、本研究の主要なテーマとなっている。

2. 研究の目的

メガ・スポーツイベントには、大衆が集い、観客によって熱狂的な応援が行われ、祝祭的な空間が演出される。本研究では、日本の代表的なプロスポーツイベントであるプロ野球を取り上げ、スタジアムの空間が如何にして管理されているのかを明らかにするとともに、そうした空間管理に対して、観客が自ら進んで管理され、あるいはその管理に抵抗している状況を、私設応援団・後援会といったファンによる自発的な組織の活動との関連において明らかにすることを目的とする。

3. 研究の方法

(1) 日本のプロ野球の球場で起こった観客の逸脱行為（暴力事件、集団的逸脱行為、グラウンドへの物の投げ込み等）についての文献調査。

(2) 日本のプロ野球における球場の安全管理状況に関する調査（インタビュー調査および試合時の安全管理状況の観察）。

(3) 私設応援団のネットワーク形成と球団や日本野球機構の管理に対する対応に関する調査（私設応援団の参与観察および団員へのインタビュー）。

4. 研究成果

(1) 1980 年代に内野席で活動していたプロ野球の私設応援団は外野に移動し、一般客を巻き込んだ応援を始めるようになった。集合的な応援方法は野球独自のゲーム展開に則したものであり、ゲーム状況に合わせて定式化されているので、観戦者は容易にこの集合的な応援行動に参加することができる。プレーヤーの動きやゲーム展開と応援団員・観客の応援が同時的に交差しながら、応援団員を含む観戦者同士の身体が共振するのである。スタジアムにおける集合的な応援は、私設応援団が多数の観客を統制することによって可能となっており、集合的な応援に参加する観客はその統制の中で興奮しているのである。観客が経験する興奮は、コントロールされた中で感情の統制解除 (the controlled decontrolling of the emotion) [Elias, 1986] であり、大衆としての観客が、ファンの中からボランティアに形成された私設応援団による統制に自ら従うことによってスタジアムの秩序が保たれている。

(2) 1984 年 3 月 16 日、プロ野球コミッショナーの下田武三は、プロ野球 50 周年にあたって「コミッショナー・アピール」を発表した。そこでは、「応援倫理三則」が提示された。その三則とは、①他人に応援を強制しないこと、②他人の耳をつんざく鉦や太鼓を鳴らさないこと、③他人の目を覆う大きな旗や幟を振らないこと、であり、この三則に違反するものには退場を求めることがあるとした。しかし一方で、応援倫理三則が出された翌年の 1985 年にジャイアンツの選手別応援歌のカセットテープが販売され、1990 年代にはセ・リーグ 6 球団とパ・リーグ 3 球団の選手別応援歌の CD が販売されたこともあり、各選手のヒッティングマーチを使った応援方法はすっかり定着した。鳴り物を使った集合的な応援に対して否定的な意見がある一方で、集合的な応援方法は定着し、球場に足を運ぶ人の多くは集合的な応援を求めて来ている。こうした状況にあって、興行主である球団は、球音を楽しむ日を必要以上に増やしたり、応援

倫理三則を徹底したりしなかった。

(3) 私設応援団が観客を統制する形の集合的応援は、一般客の逸脱行動を抑制することとなった。しかしながら、我が物顔に振る舞う私設応援団もでてくるようになる。そして、私設応援団の一部に、暴力団関係者が入り込むようになった。これに対して、プロ野球12球団、警察庁、日本弁護士連合会等で発足した「プロ野球暴力団等排除協議会」は、2003年12月9日、日本プロフェッショナル野球組織(NPB、社団法人日本野球機構)とともに「暴力団等排除宣言」を行った。この宣言は以下の4項目から成っている。①暴力団および悪質な応援団を球場に入れません。②暴力団および悪質な応援団を、選手、監督、コーチらに接触させません。③暴力団および悪質な応援団の不当な要求に屈しません。④暴力、威迫など粗暴行為、ダフ屋行為、物品の無許可販売など、不正行為に対しては厳正に対処し、断固たる措置をとります。

(4) 日本野球機構は、2005年7月に試合観戦契約約款を提示し、この約款の9条 応援行為に基づいて特別応援許可規程を定めた。観客を組織化し又は統率して行う集団による応援を「応援団方式の応援」とし、この応援をするためには許可申請書を日本野球機構に提出し、許可を得なければならなくなった。それまでは球団や球場毎に私設応援団の規制がなされていたが、球団側はメンバーを同定したり活動実態を十分把握したりできていなかった。この制度によって、2006年から12球団が統一して私設応援団を規制することとなった。

提出書類には、団体名、代表者名、団体の連絡先、構成員の数、構成員の氏名、住所、連絡先を記し、構成員の顔写真(4cm×3cm)も添付しなくてはならない。プロ野球界の暴力団排除対策は警察が関わっている。写真の黎明期はイギリス社会に警察制度が導入された時期と一致しており、写真の技術の進歩とともに警察の権力は拡大した。写真は個人を特定するのに効率的な手段なのである。応援許可制度の実施前、球団や球場管理者は私設応援団を十分把握していたとは言えず、ほとんどの応援団員は匿名のまま球場に入って応援していた。応援団構成員の個人情報の提出を求める応援許可制度は、個人を匿名のまま監視するのではなく、個人を識別しデータベース化した情報を、球団・球場・警察が連携して共有することによって私設応援団を監視するシステムである。つまり、球場における安全と安心は個人識別の監視システムによって支えられている。

(5) 2007年度の特別応援許可申請も前年度と同様の手順で行われたが、大きな変更点があった。前年度まで特別応援許可証が応援団毎に1部交付されたのだが、加えて2007年度からIDカードが個人に対して付与された。プラスチックでできた名刺大のIDカードには、3×2.4cmの顔写真が印刷され、自球団のロゴマーク、ID番号、応援団名、氏名が記されている。このカードは透明のビニールケースに入っており、首からぶら下げるための紐がついている。

カードの裏面には、「この許可証は、観客や一般ファンの模範たる応援リーダーとして自覚を持って応援活動を行うことを誓約して特別応援の許可を得た応援団の構成員に発行されたもので、他人に貸与、譲渡することはできない。この許可証は、特別応援が認められた試合で応援団方式の応援を行う際には必ず持参し、球場管理者等がハッキリと認識できるよう携行しなければならない。所属する応援団が規程の不適合事由に該当することが明らかになった場合、所属する応援団もしくはその構成員が約款もしくは規程に違反した場合、その他必要と認めた場合は、特別応援許可を取り消すことがある。」と記されている。

応援団員たちは、IDカードを首に掛けることを厭わない。IDカードを身につけることによって、球場職員だけでなく一般観客からの視線を感じる。そうした眼差しは、特別応援許可規程や球場毎に決められている応援規則に従順であることを応援団員に求める。そして、監視される応援団員の心の内側にも監視者が生み出され、道徳的で従順化した主体としての応援団員が形成されるのである。IDカードを着けた身体に注がれる視線によって道徳的な主体、つまりIDカードの裏面に書かれている「観客や一般ファンの模範たる応援リーダー」が形成されるのである。

(6) 2006年から私設応援団を許可制とすることによって、球団や球場が黙認あるいは疎んじていた私設応援団に対して日本野球機構が正式に市民権を与えたのであるが、この一連の動きは、私設応援団が囲い込まれる過程として捉えることもできる。同時に、ここに現代の管理社会の一端を見ることができる。特別応援許可規程の不適合事由に該当しない応援団員は、プライバシーが侵害されるとして個人情報の提供に異議申し立てをすることはない。なぜならば、許可証を手に入れることによって自由に応援できるからだ。監視が作動している中であってもそれに嫌悪感を抱くことはない。球場という空間の中で応援する自由が与えられるのである。「自由な空間」が保障されている一方で、「空間の自由」は抑圧されている。暴力団が排除され

徹底した管理と監視に支えられてはじめて、安心して自由に応援できる公共空間がもたらされるのである。この中での監視は自由と矛盾することはない。それは、自由を保障されたサファリパークの動物の自由と同じかもしれない。

(7) 人々を規制する手段には「法」、「市場」、「社会規範」、「アーキテクチャ」という4つのモードがある。私設応援団のためのパフォーマンスエリアの設置は「アーキテクチャ」に相当するものであり、人々が行為を行う空間のあり方に操作を加えることによって、その行動をコントロールすることが可能になるのである。アーキテクチャの権力の特徴は、人々をある特定の行動を取らざるを得なくするシステムとなっているが、人々に自分たちが支配されているという意識を感じさせない点にある。つまり、人々が行使されている権力に気づくことなく、事前に人々の行為が制約されるのである。そこでは、知らないうちにある一定の行為可能性の枠の中に閉じ込められるのだが、その枠の中では行為選択に制限が加えられておらず、消極的な自由が享受されることになる。アーキテクチャによる行動規制は、スタジアムの空間管理において有効な方法である。

(8) プロ野球暴力団排除対策協議会は、2008年3月、ある私設応援団の一部26人に排除命令、別の7つの応援団から構成される1団体には特別応援許可を出さないことを決定した。排除命令を出された団体は球場への入場が認められず、特別応援許可が出なかった団体の構成員は球場への入場は認められるが、応援活動ができない。当該の応援団は、2008年6月19日、名古屋地方裁判所に(社)日本野球機構及び日本プロフェッショナル野球組織と12球団を相手取り、入場券販売拒否と特別応援不許可の撤回を求める訴訟を起こした。これが「応援妨害予防等請求事件」である。

2010年1月28日に、名古屋地方裁判所において第1審判決があり、その後控訴審が始まり、翌年2月17日に名古屋高等裁判所において第2審判決が言い渡された。第1審、第2審とも日本野球機構が特定の応援団の応援団方式の応援の申請を不許可にしたことは違法ではないと判断された。特定の団員に対して、入場券の販売を拒否し、球場等への立入りを禁止する旨を通知した措置については、第1審においては裁量権の範囲を逸脱するものであり、権利の濫用として違法、無効であるとしたが、第2審ではこの判決が覆り、違法とはいえないという判断がなされた。

(9) 裁判の争点は下記のようにまとめられる。

① 人格的権利の侵害

第一審において、原告の応援団側は、応援団方式の応援をすることは、憲法13条に基づく幸福追求権の一内容をなす人格権ないし法律上保護された利益であると主張した。プロ野球は日本人の生活に溶け込んで、かけがえのない文化となっており、特に野球ファンの青少年にとってプロ野球選手は人生の目標にすらなるほど深く人格に影響をあたえるものであり、応援団方式による応援をすることは自己実現の場となり、生活の不可欠の一部を構成し生き甲斐となっていると、原告は主張したのである。

それに対して、被告の日本野球機構側は、自らが野球観戦や応援に熱心であったことを根拠にそれを人格権や法律上保護された利益であると主張するが、当該観戦や応援行為が一般的かつ客観的に、人間の生活の基本的利益に関わるものと認められないことは明らかである、と反論した。

第一審の判決では、プロ野球とは、主催者の裁量によって運営に関する事項を決定することができるものであり、主催者と観客との法律関係は、基本的に契約自由の原則によって規律されているものであるという前提に立っている。つまり、主催者の主催の下にスポーツを職業とする選手が球場で試合を行い、観客は入場料を支払ってその試合を観戦することによってプロ野球は成立するものである。そして、球場でプロ野球を観戦することや応援団方式の応援をすることについても、基本的には契約自由の原則を前提として、主催者の裁量によってその許否が決められる事柄であり、それらが主催者の裁量の判断に優越する人格権ないし法律上保護された利益であるということとはできないと、判決文に記されている。

第二審ではより明確に、プロ野球の観戦や応援団方式の応援が人格的権利であることを否定している。それらは生活上不可欠なものではなく、その性格は、生活上必須の電気、ガス、水道等を提供するライフラインや電車、バスなどの公共交通サービスとは全く異なるものであると、判決文に記されている。また、入場拒否の理由が性別や人種など不当な差別に当たる場合は違法だが、球団側の判断にはそうした事情は認められないとして、応援団員の入場拒否を肯定する判決となったのだ。

2011年6月に成立したスポーツ基本法には、「スポーツを通じて幸福で豊かな生活を営むことは、全ての人々の権利であり、…」とあり、スポーツの権利が認められている。当然、スポーツの権利の中にはスポーツを見る権利や応援する権利も含まれているだろう。しかしながら、裁判所は、憲法13条に基づく幸福追求権の一内容をなす人格権として、

スポーツの権利を捉えていないようだ。そうしたスポーツの権利が存在したとしても、スポーツが興行として行われた場合、それは主催者の裁量的判断に優越するものではないと、裁判官は判断したのだ。

②継続的契約関係違反

原告らは、2005年に観戦契約約款、特別応援許可規程が制定される前から、長年にわたって応援団方式の応援を行うことが許されていたし、この約款と規程が適応された2006年度、2007年度において、応援団X6の2006年度を除いて、いずれも許可を受けて応援団方式を行っていたことから、応援団と被告らとの間に、応援団方式の応援をすることや球場で観戦することを許諾する旨の黙示の契約が成立していたと主張した。しかしながら、裁判所は、プロ野球の主催者と観客との関係は、契約自由の原則に基づくものである以上、特別応援許可は主催者の裁量に属し、許可の期間は年度ごととされているから、継続的契約関係が形成されたものとは認められないと判断した。

③権利濫用

本件は、独占禁止法2条9項5号「自己の取引上の地位を不当に利用して相手方と取引すること」という不公正な取引方法の1つに相当すると原告らは申し立てた。プロ野球試合の観戦契約を締結するという取引において、原告の応援団は球団・日本野球機構の被告ら以外に取引先を変更する余地がなく、被告らが原告らに著しく不利益な要請を行っても原告はこれを受け入れざるを得ないような状況にあることから、取引上被告らの地位は原告らに優越している、と論弁するのである。また、異議申し立ての機会も与えられておらず、公正な競争秩序の維持という商習慣に照らしても不当であると、原告らは主張した。

これに対して、被告らは、本件の約款・許可規程の運用は、悪質応援団問題に端を発した暴力団排除活動の一環として、被告らの施設管理権の行使及び安全配慮義務の履行として行っているものであるから、経済法・競争法である独占禁止法の規制が及ぶのではなく、応援不許可や販売拒否対象者指定は「取引すること」にも該当しないので、原告らの独占禁止法を根拠とする請求は成立しないと抗弁した。

裁判所は、プロ野球暴力団等排除対策協議会の設立、NPO法人「プロ野球応援協会」の設立申請、本件約款・許可規程の制定、原告らの処罰の経歴や暴力団・右翼団体との関わり、応援活動について丹念に説明した上で、応援不許可については権利濫用としての違法性を認めなかったが、入場券の販売拒否対象者指定については、下第一審と第二審では異なる判断がなされた。第一審においては、

入場券の販売や球場への入場を許否することは慎重であるべきとする判断がなされたが、第二審では日本野球機構が設けた「試合観戦契約約款」を厳格に適応することの妥当性が認められた。第二審判決は、スポーツを見る権利を持ち得ない、あるいはその権利を持つことがふさわしくない人が存在することを容認するものとなったのだ。2011年10月に47都道府県全てに「暴力団排除条例」が施行されるという時勢に乗った判決と言えるかも知れない。

(10) スポーツには内在的な価値があり、それは万人が享受すべきものであり、誰かが独占したり、それを歪めたりしてはならない。そして、たとえスポーツが興行として行われる場合であっても、その理念は変わることはない。したがって、スポーツ文化の重要な構成要素である応援についても、興行主が独占的に管理すべきものではなく、プレイする者、見せる者（興行主）、見る者（ファン）の3者によって構築されるべきものである。特に、プロ野球の集会的応援は、興行主側でなくファンの中から生まれた自発的結社である私設応援団によって作られてきたという経緯があり、まさに民衆による文化であると言える。

第2審の判決文において、応援団方式の応援について下記のように記されている。「…応援団方式による応援を認めるか否か、その際にどのような条件を付するかなどについては、本来的に主催者が自由に決定できるものというべきである。のみならず、前記のとおり、そもそも、主催者はどのようなイメージのスポーツを目指すか、観客席の雰囲気をもどのようなものにし、どのように観戦環境を調整するかなど、その運営に関する事項をすべてその裁量によって決定することができるというべきである…」確かに、観客はチケットを購入し、それに見合うサービスを受ける権利があるのだが、どのようなサービスが提供されるのか主催者に委ねられていると考えるのが一般的かもしれない。しかし、プロ野球の私設応援団は、球場において応援という商品を生産しているという点において生産者であり、かつチケットを購入して球場に入り応援を楽しんでいるという点において消費者でもある。それはトフラーが言うところの「生産=消費者（プロシューマー）」に相当するものである[Toffler, 1980]。現代では生産者と消費者の境界線が曖昧になり、プロシューマーの役割が復権してきており、自助運動に携わる人々はおとなしい消費者から積極的なプロシューマーに転じ、それは経済的にも大きな意義を有するとトフラーは言う。プロ野球においても興行主が提供するサービスの消費者であったファンの中か

ら自発的に私設応援団が形成され、彼らが集合的応援を演出することによって、球場の多くのファンは応援というプロダクトを享受し、それを消費しているのだ。前述したように、集合的応援が一般化してきた1980年代、コミッショナーは応援倫理三則を提示し、それを批判したが、結局それはプロ野球文化の一部として定着した。そして、反社会的な勢力が私設応援団に入ってきたことが直接のきっかけとなり、日本野球機構は申請・許可制度として応援団方式の応援を興行の中に位置付けることとなった。「応援妨害予防等請求事件」は、興行主である日本野球機構や球団が、プロシューマーであった私設応援団を、データベース化による管理によって、自らの生産活動の中に囲い込んでいるという構造を顕在化させているのだ。

この裁判において、被告らが請求したことは、応援団方式の応援を行うことを「その中止や退場を求め、あるいは退場させ、又は今後の入場を禁止することを告知するなどして妨害してはならない」ということである。「妨害してはならない」つまり、自由に応援させてくれと要求しているのである。「応援妨害予防等請求事件」に、市場の強力な「力」に抵抗するファンの姿を見ることができる。

5. 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線)

[雑誌論文] (計2件)

- ①高橋豪仁、スポーツの魅力と応援文化、初等教育資料、査読無、879号、2011、68-71
- ②高橋豪仁、鈴木渉、仲澤眞、スペクテータースポーツのプロダクトと観戦者の満足に関する事例報告：大阪エヴェッサのホームゲーム観戦者の調査から、スポーツ産業学研究、査読有、第21巻、第2号、245-256

[学会発表] (計3件)

- ①高橋豪仁、応援妨害予防等請求事件についての一考察 - プロ野球は文化的公共財なのか、日本スポーツ社会学会 第21回大会、2012年3月19日、熊本大学
- ② TAKAHASHI Hidesato, Governance of Stadium Spaces: The Regulation for Special Cheering Behaviors Authorized by NPB (Nippon Professional Baseball), the ISSA's World Congress of the Sociology of Sport, 2009. 7. 17, Utrecht University
- ③高橋豪仁、鈴木渉、bjリーグ観戦者に関する調査研究、日本スポーツ産業学会 第17回大会、2008年7月13日、札幌大学

[図書] (計3件)

- ①高橋豪仁、世界思想社、スポーツ応援文化の社会学、2011年、272ページ
- ②小島美子 ほか (監修)、朝倉書店、祭・芸能・行事大辞典、2009年、1931ページ (284ページ「応援団」の項目を執筆)
- ③橋本純一 (編)、世界思想社、スポーツ観戦学、2010年、306ページ (107-133ページ)

[その他]

- ①高橋豪仁「奈良の大学 なにを研究!? スポーツ社会学 応援する人の実生活を投影」産経新聞朝刊 (奈良) 2011年12月20日 25頁 (大阪本社版)
- ②高橋豪仁「スポーツを考える 『物語』読み解く力を」毎日新聞夕刊 2011年7月16日 4頁 (大阪本社版)

6. 研究組織

(1) 研究代表者

高橋 豪仁 (TAKAHASHI HIDESATO)
奈良教育大学・教育学部・教授
研究者番号：40206834

(2) 研究分担者

()

研究者番号：

(3) 連携研究者

()

研究者番号：